

離婚届の記入例

届出する年月日を記入してください。

離婚届

平成 年 月 日届出

群馬県邑楽郡板倉町長 殿

受理 平成 年 月 日	発送 平成 年 月 日					
第 号	第 号					
送付 平成 年 月 日	長印					
第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	用票	住民票	通知

離婚届で住所は変更できません。住所を変更される場合は別に届けが必要です。

(1) 氏名	夫 田中 俊彦	妻 田中 雅子				
生年月日	昭和50年6月16日	昭和53年2月15日				
住所	群馬県邑楽郡板倉町大字 岩田〇〇〇〇番地〇〇号	東京都千代田区若林町 〇丁目××番地〇〇号				
本籍	群馬県邑楽郡板倉町大字飯野〇〇〇番地	群馬県邑楽郡板倉町大字〇〇〇番地				
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚	<input type="checkbox"/> 調停	<input type="checkbox"/> 審判	<input type="checkbox"/> 和解	<input type="checkbox"/> 請求の認諾	<input type="checkbox"/> 別居
離婚の年月日	平成 年 月 日成立	平成 年 月 日成立	平成 年 月 日成立	平成 年 月 日成立	平成 年 月 日成立	平成 年 月 日成立
婚姻前の氏に	もどる者の本籍 東京都千代田区若林町〇丁目××番地					
未成年の子の氏	夫が親権を行う子 田中 佳織	妻が親権を行う子				
同居の期間	平成20年1月から平成25年1月まで					
別居する前の住所	群馬県邑楽郡板倉町大字岩田〇〇〇〇番地〇〇号					
別居する前の世帯のおもな仕事	<input type="checkbox"/> 1 農業または農業者その他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用労働者世帯で勤め先の従業員数4人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4 3に当てはまらない常用労働者世帯及び会社団体の役員の世界(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5 1から4に当てはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6 仕事をしている者のいない世帯					
夫妻の職業	夫の職業	妻の職業				
届出人署名押印	夫 田中 俊彦	妻 田中 雅子				
事件簿番号	住所を定めた年月日	連絡先	電話 090 (0000) 1111			
	夫 年 月 日	妻 年 月 日	自宅・勤務先 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇			

父母が現在、婚姻しているときは、母の氏を書かないでください。また、離婚その他の事情で父母の氏が変わるときは変更後(現在)の氏を書いてください。

本届出書中字削除字訂正字加入

届出人夫妻または証人が使用する印鑑は、同性の場合でも違う印鑑を押してください。

必ず連絡先の電話番号をご記入ください。

*簡単に消すことが可能なペンで書かないでください。
*誤ったときは二重線で訂正してください。

協議離婚のときは、当事者以外の2人の署名・押印(スタンプ印不可)が必要です。証人は、離婚の事実を知っている人で、20歳以上の方であれば、親や兄弟でもかまいません。

証人	協議離婚のときだけ必要です)	
署名押印	高野 徹	根岸 美咲
生年月日	昭和23年2月29日	昭和50年1月1日
住所	群馬県館林市城町	群馬県邑楽郡板倉町大字
本籍	群馬県邑楽郡板倉町朝日野	群馬県邑楽郡板倉町大字

本届出書中字削除字訂正字加入

婚姻で氏が変わった人は離婚後の氏や戸籍を次の3つから選んでください。

- 元の氏に戻る場合
 - ①親の戸籍に戻る(左の例になります)
 - ②自分の新戸籍をつくる
- 引き続き今までの氏を使う場合
 - ③別の用紙を離婚届と同時に提出してください。(戸籍法77条2項の届出になります。)

離婚届と同時に77条2項を提出する場合は、この欄は記入しないでください。

離婚届を提出し、いったん元の氏に戻った方も、「婚姻中の氏」を引き続き使用したいときは、離婚の日から3カ月以内であれば裁判所の許可なく、「戸籍法77条2項の届出」をすることによって、そのまま使用できます。

未成年の子がいる場合は、次の□に当てはまるものにしるをつけてください。(面会交流)

□取決めている。
□まだ決めていない。(養育費の分担)

□取決めている。
□まだ決めていない。

未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

離婚の際、未成年の子がいるときは、夫妻のどちらが親権を持つのか、必ず決定をし、子の氏名を書いてください。この届出で親権を決定しますが、子の戸籍は移動しません。移動させるには家庭裁判所の許可が必要となります。詳しくはお尋ねください。

持参していただくもの

- ①離婚届出書(1通)
- ②戸籍謄本
- *板倉町に届出される場合、本籍が板倉町なら不要です。
- ③印鑑(届出人である夫及び妻)
- *スタンプ印は不可
- ④運転免許証・パスポート等
- *本人確認のため

◎調停・裁判離婚の場合は、裁判所からの書類も忘れずに持参ください。

その場合、届出人は申立人です。確定の日から10日以内に届出が必要です。

証人は必要ありません。